

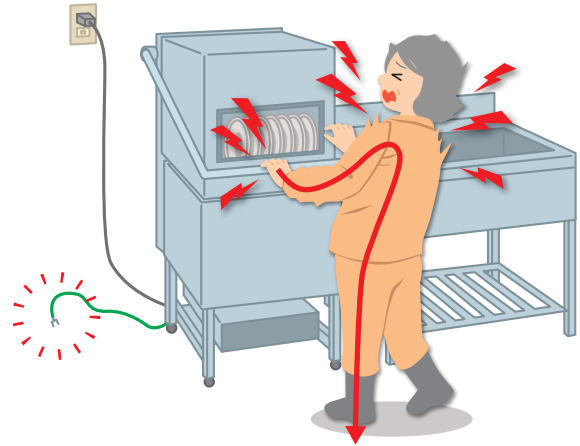


漏電しても感電死亡事故を防ぐには

感電事故を防ぐには、絶縁性能や接地性能を維持することが必要です。しかし、水気のある場所・屋外で使用する電気機器などは漏電の危険性が高いため、漏電遮断器は必ず設置してください。

接地線外れ 漏電遮断器取付無し

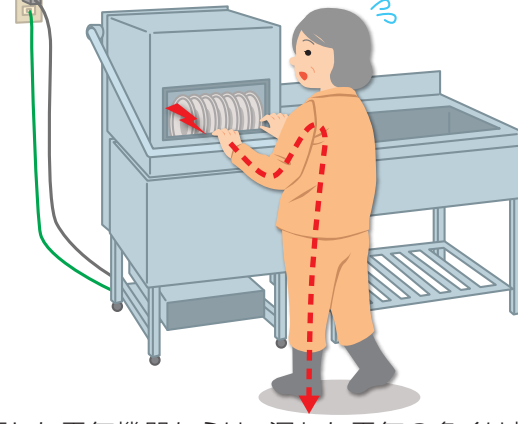
(接地抵抗値不良)



電気機器が漏電した場合、最悪、**感電死亡事故**になります。

接地線有り 漏電遮断器取付無し

(接地抵抗値良)

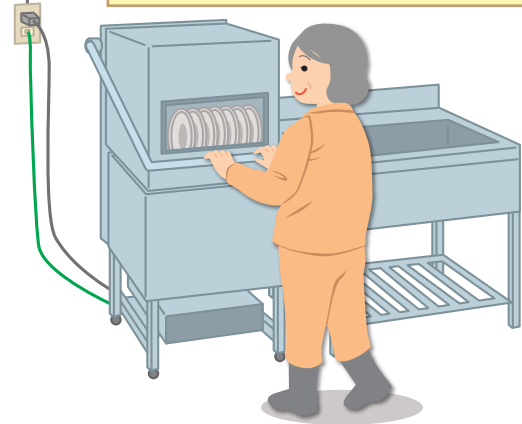


漏電した電気機器からは、漏れた電気の多くは接地線に流れ、**ショックは少なくてすみます**。しかし、感電事故の可能性はあります。

接地線有り 漏電遮断器取付有り

(接地抵抗値良)

漏電遮断器は、漏電した時点で切れます。



これで安心!!

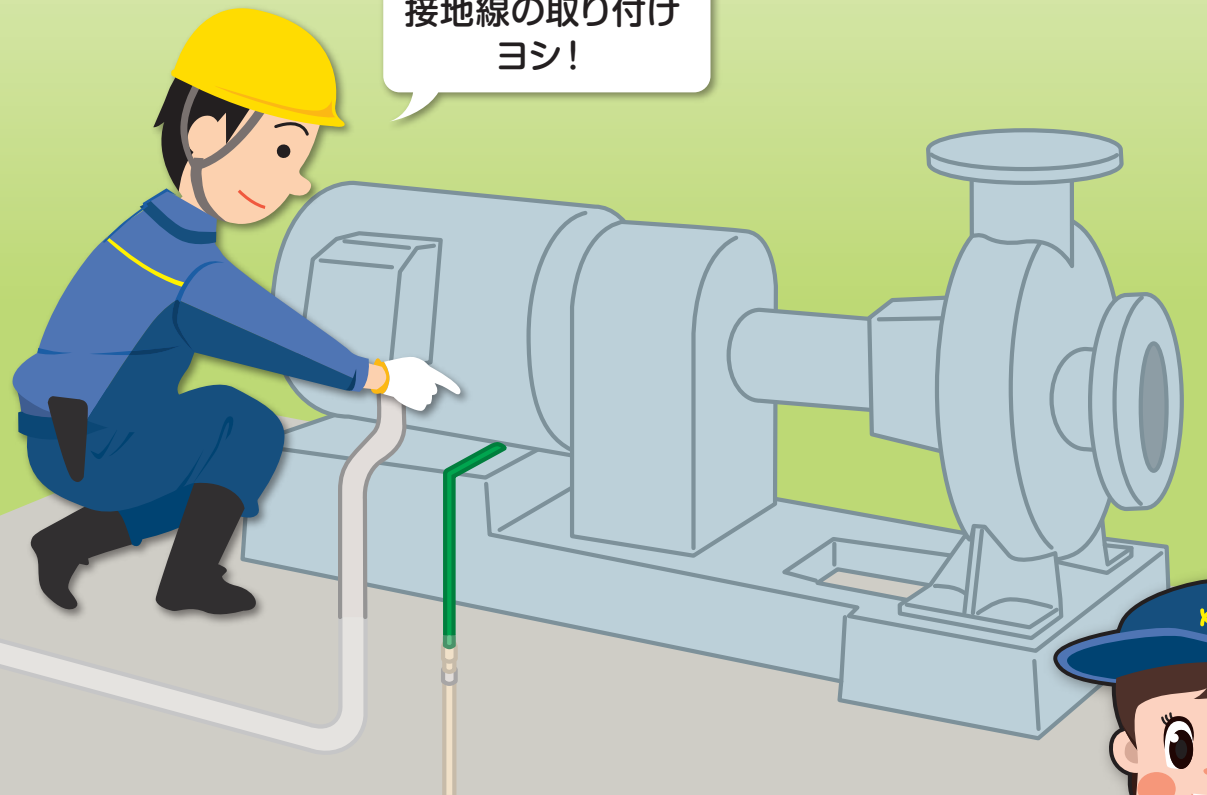
漏電遮断器の取り付けについては、電気設備の技術基準第15条、電気設備の技術基準の解釈第36条に規定されています。お客さま事業所での漏電遮断器の取り付けが必要な場所など、詳しくは担当技術員にお尋ねください。

漏電した電気機器から漏れた電気の多くは、接地線を伝って大地に流れ、**素早く漏電遮断器が切れます**。

関西電気保安協会からの大切なお知らせ

電気設備技術基準の違反は重大事故につながります

接地線の取り付けヨシ!



電気事業法 (抜粋)
 第四十条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。
 第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。
 一～六 (略)
 七 第四十条 (原子力発電工作物に係る場合を除く。)の規定による命令又は処分に違反した者
 八～九 (略)

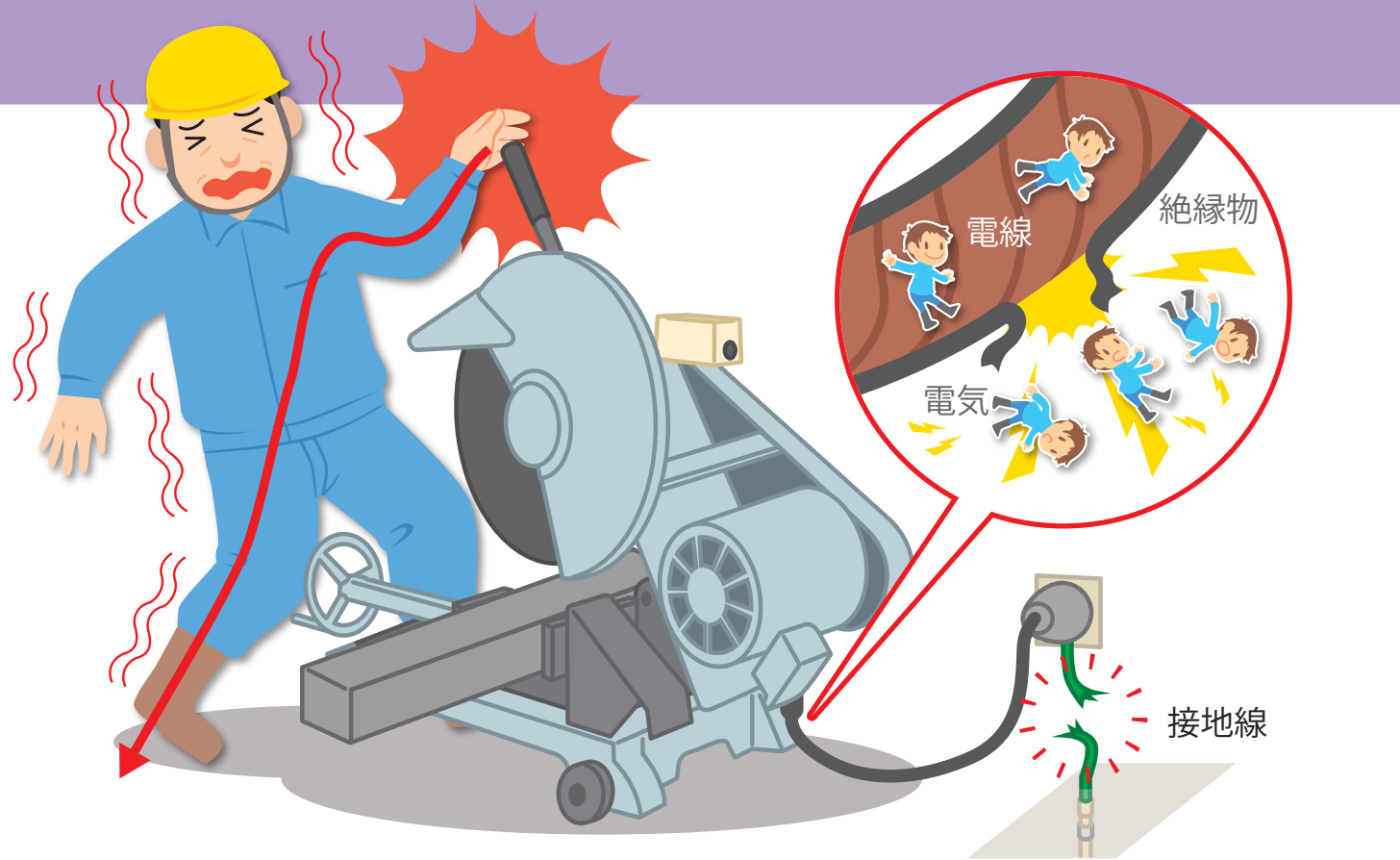
労働安全衛生法 (抜粋)
 第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 一～二 (略)
 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険
 第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで……(略)……
 二～四 (略)



感電事故や電気火災等を防止するため、 電気機器の「絶縁性能」と「接地性能」が規定されています。

法律で

漏電と感電



絶縁物が古くなったり傷がついたりしますと、絶縁の性能が悪くなり、電気の通り道以外にも電気が流れるようになります。これが漏電で、**感電事故や電気火災の原因**になります。従業員の方々を感電事故から守るため、絶縁抵抗値の不良箇所は早急に改修する必要があります。

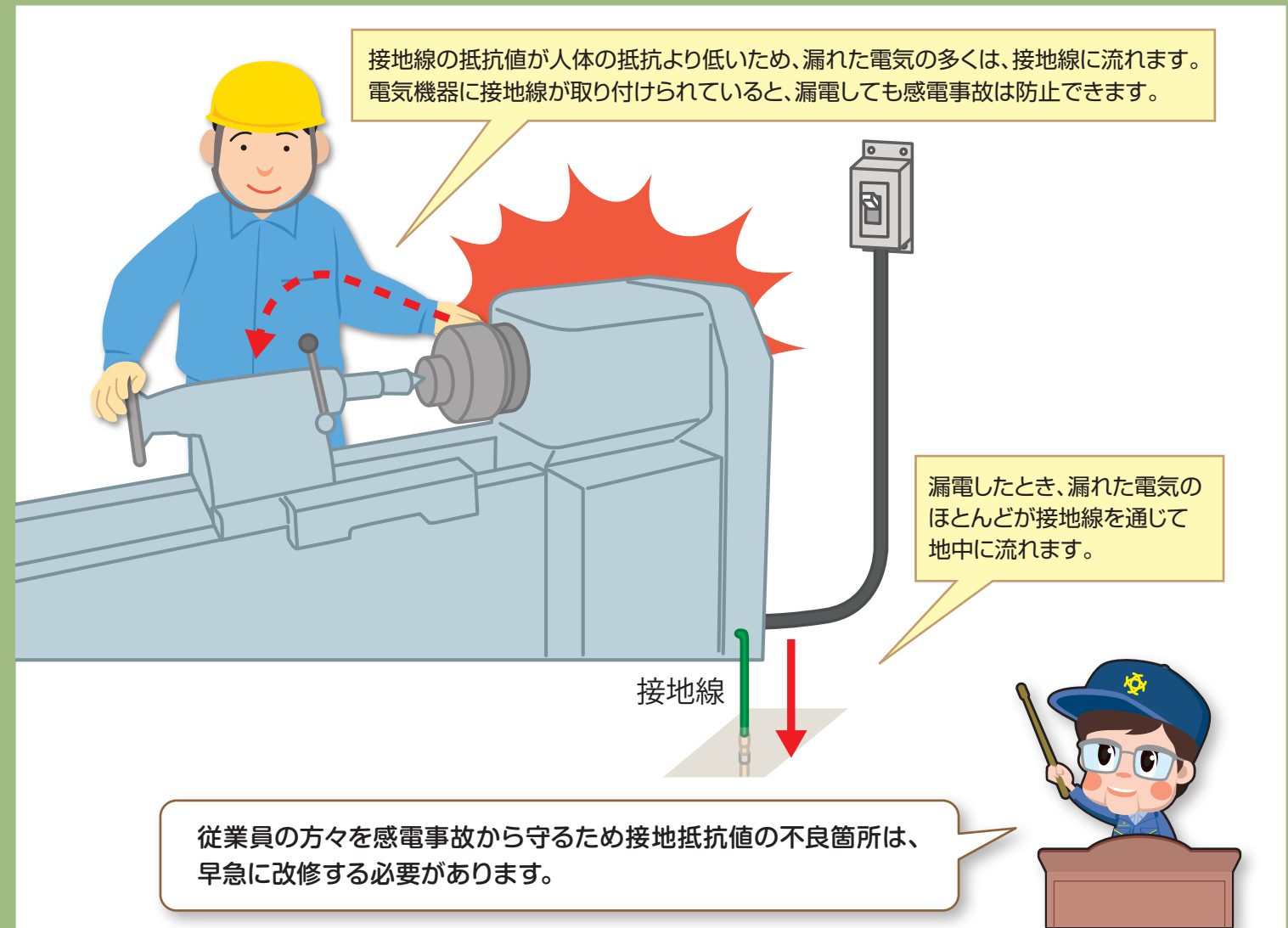


■ 低圧の電路の絶縁性能 (電気設備の技術基準第58条)

電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値
300V以下	対地電圧(接地式電路においては電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう。以下同じ。)が150V以下の場合	0.1MΩ以上
	その他の場合	0.2MΩ以上
300Vを超えるもの		0.4MΩ以上

低圧電気機器の接地

接地は万が一漏電したときの大切な命綱



接地線の抵抗値が人体の抵抗より低いいため、漏れた電気の多くは、接地線に流れます。電気機器に接地線が取り付けられていると、漏電しても感電事故は防止できます。

漏電したとき、漏れた電気のほとんどが接地線を通じて地中に流れます。

従業員の方々を感電事故から守るため接地抵抗値の不良箇所は、早急に改修する必要があります。

■ 低圧機械器具の金属製外箱等の接地性能 (電気設備の技術基準の解釈第17条、第29条)

機械器具の使用電圧の区分	接地工事の種類	接地抵抗値
300V以下	D種接地工事	100Ω(低圧電路において、地絡を生じた場合に0.5秒以内に当該電路を自動的に遮断する装置を施設するときは、500Ω)以下
300V超過	C種接地工事	10Ω(低圧電路において、地絡を生じた場合に0.5秒以内に当該電路を自動的に遮断する装置を施設するときは、500Ω)以下